

宮津市公報

令和7年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 29 宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 1

規 則

- 24 予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 2
25 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに意向確認等に関する規則の一部を改正する規則 2

告 示

- 103 市道の共用開始 3
104 宮津市総合計画等有識者会議設置要綱の一部を改正する要綱 3
105 宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱 4
106 宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱 4

公 告

- 57 農用地利用集積計画の縦覧 5
58 条件付一般競争入札の実施 5
59 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ） 8
60 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（新型コロナウイルス感染症） 9
61 農用地利用集積計画の縦覧 11
62 公募型プロポーザルの実施 11

教 育 委 員 会

《告 示》

- 16 宮津市教育委員会定例会の招集 16
17 宮津市教育委員会臨時会の招集 17
18 重要文化財旧三上家住宅保存活用計画策定検討委員会設置要綱 17

農 業 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市農業委員会定例総会の招集 18

条 例

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第29号

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「の非常勤職員」の次に「（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）」を加える。

第18条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）」を「勤務時間条例」に改め、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、

職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の宮津市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

規 則

予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月24日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第24号

予防接種等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

予防接種等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第8号）の一部を次のように改正する。
別表新型コロナウイルス感染症予防接種の項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

————— * * * —————

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに意向確認等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第25号

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに意向確認等に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに意向確認等に関する規則（令和7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第12条 任命権者は、宮津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号。以下「育休条例」という。）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

- (3) 育休条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
- 附 則
この規則は、令和7年10月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年9月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
駅裏安智線	宮津市字中ノ丁 2534 番地先から 宮津市字安智 2432 番 1 地先まで	令和7年9月8日
中橋惣線	宮津市字吉原 2539 番 1 地先から 宮津市字惣小字二十人町 299 番 1 地先	令和7年9月8日

* * *

宮津市告示第104号

宮津市総合計画等有識者会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月12日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市総合計画等有識者会議設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市総合計画等有識者会議設置要綱（令和4年告示第75号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) その他市長が必要と認める事項

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(部会)

第6条 専門的事項の調査及び審議のため、有識者会議に、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり検討部会（以下「多様性検討部会」という。）を設置する。

- 2 多様性検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに関する調査及び審議
- 3 多様性検討部会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 多様性検討部会に委員の互選により定める座長1名を置く。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第105号

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金交付要綱（平成26年告示第112号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、接種日において13歳未満の者であって、経鼻弱毒性インフルエンザワクチンを接種したものへの補助金の交付は、1年度当たり1人につき1回とする。なお、補助金の上限額は、第1項に規定する額に2を乗じた金額とし、この場合の自己負担金は3,000円とする。

第7条の見出しを「（変更手続等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第2条第2項に定める接種期間までに予防接種を受けなかった受診者については、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第9条第1項中「者」の次に「及び経鼻弱毒性インフルエンザワクチンの接種を受ける者」を加え、「第4条第1項」を「第4条」に、「自己負担金1,500円」を「第4条に規定する自己負担金」に改め、同条第2項中「宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金償還払申請書」を「宮津市障害者インフルエンザ予防接種補助金償還払申請書兼請求書」に改め、「いう。）に」の次に「、接種ワクチン名」を加え、「その他接種ワクチン名等の記載のある書類」を「の写し等」

に、「速やかに」を「予防接種を受けた日の属する年度の末日までに」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第106号

宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金交付要綱（令和6年告示第118号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

第7条の見出しを「（変更手続等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第2条第2項に定める接種期間までに予防接種を受けなかった受診者については、補助金の交付決定を取り消すものとする。

第8条第1項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

第9条第1項中「3,000円」を「5,000円」に改め、同条第2項中「宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金償還払申請書」を「宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金償還払申請書兼請求書」に改め、「いう。）に」の次に「、接種ワクチン名」を加え、「その他接種ワクチン名等の記載のある書類」を「の写し等」に、「速やかに」を「予防接種を受けた日の属する年度の末日までに」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第57号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和7年9月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 申請書番号

令和7年7月28日付け 7京農会村第626号

令和7年8月21日付け 7京農会世第5035号

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第58号

条件付一般競争入札の実施について

府中小学校太陽光発電設備等設置工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和7年9月4日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

(1) 工事名 府中小学校太陽光発電設備等設置工事

(2) 工事番号 宮教小第1号

(3) 工事場所 宮津市字 中野 地内

(4) 工事概要 ①太陽光パネル設置 66枚

②パワーコンディショナ設置 3台

③蓄電池設置（16.4kwh）1台

④防水シート張替え

・平面部（厚2.0 機械固定工法） 451㎡

・立上り（厚2.0 接着工法） 132㎡

(5) 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月13日

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市企画財政部財政課（資産活用係）

宮津市役所別館1階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1
 電話番号 0772-45-1611
 ファックス番号 0772-25-1691
 E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 宮津市における令和7年度建設工事指名登録業者で、電気工事においてA等級を有する者
- (2) 次のアからキにすべて該当する者

ア 許可の種類	電気工事業に係る特定建設業の許可
イ 許可業種	電気工事
ウ 認定等級	I 等級以上（京都府における令和7年度建設工事の入札参加資格）
エ 総合評定値	直近 800 点以上（電気工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P）
オ 営業所所在地	京都府丹後土木事務所、京都府中丹東土木事務所又は京都府中丹西土木事務所管内に主たる営業所を置く者
カ 配置予定技術者	主任技術者として「電気工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
キ その他	「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し
 - イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のものを含む直近3か年分）
 - ウ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

エ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) ウの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

入札（開札）の形式は、京都府電子入札システムを利用して執行する電子入札とする。

ただし、紙による入札（以下「紙入札方式」という。）も可能とする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間、設計図書等の閲覧期間
 令和7年9月4日(木)から令和7年9月10日(水)までの9時00分から17時00分まで。
 ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。
 なお、確認申請書ほか様式は、京都府入札情報公開システムに掲載する。
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付
 令和7年9月5日(金)から令和7年9月10日(水)までの9時00分から17時00分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。

なお、確認通知書(審査結果)は令和7年9月12日(金)発行を予定している。

(3) 設計図書等に関する質問受付

令和7年9月5日(金)から令和7年9月17日(水)までの9時00分から17時00分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。

(4) 設計図書等に関する質問への回答

令和7年9月19日(金)の17時00分までに京都府入札情報公開システムに掲載する。

ただし、確認申請書、資格確認資料に関する質問は、随時口頭(電話)により回答する。

(5) 入札日時

入札書の提出は、令和7年9月30日(火)の9時00分から17時00分まで、及び翌日令和7年10月1日(水)の9時00分から14時00分までとする。ただし、10月1日は京都府電子入札システムの不具合発生などを考慮した予備日であるので、9月30日の提出を原則とする。

(6) 開札日時

令和7年10月2日(木)9時00分執行

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札の執行回数は1回とする。

(2) 入札金額は「千円止め」とする。

(3) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に2以上の入札をしたとき。

エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

キ その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、52,261,000円(消費税含む。)とする。

11 最低制限価格

最低制限価格は、落札決定後の公表とする。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

13 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

(中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。)

(2) 部分払

部分払いは3回とする。

14 その他

- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。
- ※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告 59 号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

令和7年9月24日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
- (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
- (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱を呈した者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,500円
- ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所

石井 靖隆	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
河崎 貴宣	かわさき内科循環器科クリニック
曾根 淳史	宮津武田病院
中村 智樹	
石黒 稔	
中山 雅臣	
越野 勝博	
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江 和生	浪江医院
今井 敏雄	
西原 寛	西原医院
濱田 暁彦	はまだクリニック
上川 浩美	養老診療所
榊原 毅彦	宮津市由良診療所
堀川 義治	
宮地 高弘	宮地医院
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
西 憲義	にし消化器内視鏡クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	国保伊根診療所
	国保本庄診療所
矢野 裕太郎	与謝野町国保診療所

7 予防接種を行う期間 令和7年10月14日から令和8年1月31日まで

* * *

宮津市公告第60号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年9月24日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
 - (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 新型コロナウイルス感染症の予防接種で、接種後2日以内に発熱を呈した者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 5,000円

ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
河崎 貴宣	かわさき内科循環器科クリニック
曾根 淳史	宮津武田病院
中村 智樹	
石黒 稔	
中山 雅臣	
越野 勝博	中川医院
中川 長雄	
浪江 和生	浪江医院
今井 敏雄	
西原 寛	西原医院
濱田 暁彦	はまだクリニック
上川 浩美	養老診療所
榊原 毅彦	宮津市由良診療所
堀川 義治	
宮地 高弘	宮地医院
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
鳥居 剛	鳥居クリニック
西 憲義	にし消化器内視鏡クリニック
日置 潤也	日置医院
石野 秀岳	国保伊根診療所
	国保本庄診療所
矢野 裕太郎	与謝野町国保診療所

7 予防接種を行う期間 令和7年10月14日から令和8年1月31日まで

— * * * —

宮津市公告第61号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和7年10月1日

宮津市長 城崎雅文

1 申請書番号

令和7年8月27日付け 7京農会村第665号

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第62号

旧日ヶ谷保育所等跡地の有効活用事業者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和7年10月1日

宮津市長 城崎雅文

1 趣旨

本市では、公共施設マネジメントに基づき、公共施設の用途廃止等により低未利用となった市有土地建物について、民間の資金・ノウハウを活用し、地域のにぎわいづくりや活性化に資することを目的に、売却等を進めております。

また、日ヶ谷地区においては、令和4年度に「京都府移住促進特別区域」に指定され、住民の得意を活かして共に活躍できるコミュニティづくり、Uターンを中心に移住者に選ばれる地域を目指し、移住者の受け入れを通じて地域の担い手確保を図ることとしています。

そうした中、令和6年3月に、市営住宅日ヶ谷団地が用途廃止され、隣接する旧日ヶ谷保育所、旧日ヶ谷教員住宅を含めて一段の土地となった3施設について、周辺の自然景観との調和や里山の自然保全に配慮しながら、新たな雇用の創出など、地域振興につながる事業に活用することが最適であると判断したところです。

つきましては、本要項に基づき、旧日ヶ谷保育所等跡地の有効活用事業者（契約予定者）を公募型プロポーザル方式により選定し、本物件を現状有姿で売却します。

なお、複数の事業者が共同して申し込むことも可能です。

2 本物件の概要

概要は、次のとおりとします。

土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)	実測面積(㎡)
宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ	5120番1	宅地	280.00	421.52
宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ	5120番2	宅地	9.91	
宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ	5119番	宅地	297.52	548.96
宮津市字日ヶ谷小字向ノ御堂	2085番	宅地	300.82	477.38
計			888.25	1,447.86

建物表示

所在地	種類	構造	床面積(㎡)
宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ 5120番地1、5120番地2 昭和54年3月31日新築	保育所	鉄筋コンクリート造 平家建	181.40
宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ 5119番地 昭和25年月日不詳新築	居宅	木造平家建	45.85

宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ 5119 番地 昭和 47 年月日不詳新築	居宅	木造平家建	57.07
計			284.32

- (1) 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを含み、所有権移転時の現状有姿での売却とします。(既占用物件の消火栓、地下式防火水槽及び消火器具収納箱を含みます。)
- (2) 建物は、いずれも未登記となっており、現状有姿で引き渡すものとします。
- (3) 建物に関して、現地における目視調査等において、アスベスト使用の有無の判断はできなかったが、新築年月日などから建材などへのアスベスト使用の可能性があるものと考えられます。ただし、アスベスト調査を実施していないため、アスベスト使用の有無及びその程度は明らかではありません。

3 申込資格

申込みの資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者に限ります。

- (1) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (5) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に定められた公有財産に関する事務に従事する職員
- (7) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納している者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税

4 売却条件及び審査基準

(1) 売却条件

ア 活用計画

本物件の活用に当たっては、周辺の自然景観との調和・里山の自然保全に配慮しながら、新たな雇用の創出など、地域振興につながる事業であるものとし、「審査項目及び審査基準(別紙 3)」及び「土地建物売買契約書(案)(別紙 4)」を踏まえた提案としてください。

イ 予定価格(最低売却価格)

金 9 2, 4 0 0 円

ウ 活用計画の履行

本物件は、契約日から起算して 3 年以内に活用計画に基づいた利用に供しなければなりません。

また、契約日から起算して 10 年間は、本物件の土地を活用計画に基づいた利用に供し、本市の承諾を得ずに所有権の移転及び使用収益権の設定をしてはなりません。

エ その他活用上の条件

本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2

条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、若しくは本物件を第三者に貸してはなりません。

オ 占用物件の取扱い

物件調書に記載のとおり、消火栓、地下式防火水槽及び消火器具収納箱は、引き続き、その管理者に無償で貸し付けなければならないものとする。その他、NTT柱及び地区放送設備の移転・撤去等を行うときは、買受者はその管理者と協議を行い、移転・撤去等に係る費用負担が生じたときは、買受者が負担するものとする。

(2) 審査項目及び審査基準(別紙3)

5 申込手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年10月1日(水)から令和7年10月24日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

配布時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

京都府宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市企画財政部財政課資産活用係

※本市ホームページからダウンロードできます。

《ホームページURL》

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/27025.html>

(2) 申込方法

ア 提出書類

「提出書類一覧(別紙2)」のとおりです。

イ 提出期間

令和7年10月17日(金)から令和7年10月24日(金)まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法

持参に限ります。

※ 申込みは、1申込者につき1案に限ります。提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出の際は、事前に連絡してください。

エ 提出場所・連絡先

京都府宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話：0772-45-1611

(3) 提出書類の取扱い

ア 無償使用

本市は、本物件の売却において公表等が必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないものとします。

イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。

(4) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。

(5) 質疑及び回答

ア 質疑者の資格

本要項中「3 申込資格」を満たす者としてします。

イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。その際、メール件名は、「旧日ヶ谷保育所等跡地の有効活用事業者の選定に関する質疑」としてください。

送信先：宮津市企画財政部財政課資産活用係

E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

ウ 質疑の受付期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月14日（月）まで

エ 回答

令和7年10月16日（木）に質疑回答書をホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとしてします。

《ホームページURL》

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/27025.html>

(6) 現地見学会の開催

ア 実施日時

令和7年10月10日（金）午後2時から午後4時まで

イ 開催場所

宮津市字日ヶ谷5120番地の1 旧日ヶ谷保育所跡地

ウ 参加申込み

見学日の前々日の午後5時までに、電話にて申込みを行ってください。

連絡先 宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611

※ 現地見学に参加されなくても申込みできますが、申込に関する全ての事項を了知されたものとみなします。なお、ご都合がつかず、別日での現地見学を希望される場合は、ご連絡ください。

6 有効活用事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式（本要項中「1 趣旨」参照）により有効活用事業者を選定します。

(1) 活用計画の審査

申込者から提出された書類を基に、選定委員会において「審査項目及び審査基準（別紙3）」に基づき提出書類の内容確認を行い、活用計画の審査を行います。

ア プレゼンテーション審査及びヒアリングを行います。詳細は、別途本市から御連絡します。

イ 審査は審査項目（価格評価を除く。）ごとに5段階（1～5点）で評価を行います。不適当と認められる場合は0点とします。

ウ 各審査項目（価格評価を除く。）の評価点に重要度に応じて設定した係数を乗じ、各項目の得点を算出します。

エ 各委員が採点した合計得点から平均点（小数点以下四捨五入）を算出し、それを各申込者の最終得点とします。

オ 提出書類の内容が不適当と判断した場合又は審査項目において委員の過半数が不適当（0点）と判断した小項目が1つ以上ある場合は、当該申込者を失格とします。

カ 選定委員会委員は、申込者との接触など公平性を害するおそれがあるため、選定後の公表とします。

(2) 有効活用事業者の選定

本要項（「4 売却条件及び審査基準」参照）に定める予定価格以上で、かつ、最高の得点（ただし、審査項目1～3の各項目の合計得点が48点以上であること）を獲得した者を有効活用事業者に選定します。ただし、最高の得点を獲得した者が複数ある場合は、審査項目2～3の各項目の合計得点が高い者を有効活用事業者とします。

また、申込者が1者の場合も審査を行い、審査項目1～3の各項目の合計得点が48点以上で有効活用事業者として適当と認められる場合は、その者を有効活用事業者とします。

なお、審査の結果、有効活用事業者なしとする場合があります。

(3) 審査結果の通知及び公表

本市は、審査結果の決定後、速やかに申込者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査の結果の概要（有効活用事業者名、提案内容、買受希望価格等）については、本市ホームページ等で公表します。

7 契約の締結等

(1) 有効活用事業者の決定

有効活用事業者は、選定委員会の選定結果を踏まえて、市長が決定します。

(2) 契約の締結

有効活用事業者は、本市が指定する日までに、「土地建物売買契約書（案）（別紙4）」（以下「契約書」という。）により契約を締結することとします。契約の締結は、宮津市企画財政部財政課資産活用係において行います。

なお、契約書において、本物件の買戻しの特約（買戻期間は契約日から起算して10年間）を定めています。

(3) 契約保証金

契約日に、契約保証金として売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）の納入が必要となります。

(4) 費用の負担

契約書（本市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙（売買代金に応じたもの）は、有効活用事業者の負担となります。なお、本市が作成する文書は印紙税非課税であるため、有効活用事業者保管用の契約書には収入印紙を貼付しません。

(5) 契約名義人

有効活用事業者名義で契約を締結してください。共同申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で契約を締結してください。

(6) 注意事項

有効活用事業者が、本物件を公序良俗に反する用途、騒音・異臭など、地域住民等の生活を著しく脅かすような施設の用に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

8 売買代金の支払

本契約を締結した有効活用事業者（以下「契約者」という。）には、本市が発行する納入通知書により売買代金の全額を納付いただきます。

(1) 支払日

契約後、納入通知書により本市が指定する日までとします。

(2) 支払金額

売買代金の額とする。ただし、契約保証金を売買代金の一部に充当することとします。

9 所有権移転登記及び買戻特約登記（土地のみ）

(1) 所有権の移転

本物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

(2) 手続

本物件の土地は、契約者から、登記嘱託請求書、登録免許税相当額の現金等の提出を受け、本市が所有権移転登記及び買戻特約登記の手続を行います。

※ 共同申込みの場合は、構成員調書に記載された持分に従い、所有権移転登記を行います。

(3) 費用の負担

所有権移転登記、買戻特約登記及び買戻期間満了による買戻権抹消登記に要する費用（登録免許税等）は、契約者の負担となります。

(4) 手続の完了

所有権移転登記が完了次第、契約者に登記完了証及び登記識別情報通知書が交付され、全ての手続が完了します。

なお、本物件の取得に伴い、不動産取得税等、各種の公租公課が発生しますので、留意してください。

10 その他

(1) 有効活用事業者の取消し

契約締結までの間に、有効活用事業者として不適当と認められる事情が生じたときは、有効活用事業者の決定を取り消す場合があります。この場合、次点者を有効活用事業者とします。

なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求その他一切の請求は認めません。

(2) 危険負担

契約日から本物件の引渡しの日までにおいて、本市の責めに帰すことのできない事由により、本物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとします。

(3) 契約不適合責任

契約締結後に、本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。（ただし、契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合はこの限りではありません。）

(4) 使用する言語及び通貨単位

本件公募において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

11 日程

募集要項の配布	令和7年10月1日（水）～令和7年10月24日（金）
質疑の受付期間	令和7年10月6日（月）～令和7年10月14日（火）
現地見学	令和7年10月10日（金）
質疑の回答期日	令和7年10月16日（金）
申込書類の受付期間	令和7年10月17日（金）～令和7年10月24日（金）
選定委員会	令和7年11月上旬
有効活用事業者の決定	令和7年11月上旬
売買契約締結、売買代金納入	令和7年11月下旬
土地の所有権移転等の登記	令和7年11月下旬

12 問合せ先

宮津市企画財政部財政課資産活用係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345 番地の1

電話：0772-45-1611

FAX：0772-25-1691

E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第16号

令和7年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月19日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和7年9月26日（金）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第17号

令和7年第12回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年9月26日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和7年10月1日（水）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第18号

重要文化財旧三上家住宅保存活用計画策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

重要文化財旧三上家住宅保存活用計画策定検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 重要文化財旧三上家住宅の適切な保存及び活用の方針を示し、後世に伝えていくための基本計画である重要文化財旧三上家住宅保存活用計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な検討を行うため、重要文化財旧三上家住宅保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 重要文化財旧三上家住宅の適切な保存及び活用の方針に関する事項
- (3) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化財の保存及び活用に関する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が任命する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和7年9月5日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

1 日 時 令和7年9月12日(金) 午前9時30分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第32号 非農地証明交付申請の承認について

議案第33号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について